

宮若市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月10日（金）

2 開催場所 防災研修室A・B

3 出席委員（農業委員12名、推進委員12名）

農業委員（12名）

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本隆、4番 榎本良樹、

5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部進、

9番 安河内龍一、11番 宮野和男、12番 本田孝光、13番 渡邊三郎

推進委員（12名）

1番 安部等、2番 有吉幸一、5番 野田良俊、6番 野見山幸久

8番 堀英躬、9番 本田茂幸、10番 松尾保幸、11番 本松和彦

12番 森下哲次、13番 安武利勝、14番 大和秀寛、15番 吉崎康正

4 欠席委員（農業委員1名、推進委員3名）

農業委員（1名）

14番 舟越俊茂

推進委員（3名）

3番 篠崎達男、4番 因泰光、7番 林 久芳

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

（1）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

（2）議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

（3）議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申について

第3 報告事項

（1）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について

（2）報告第2号 非農地証明願の届出について

（3）報告第3号 農用地利用集積等促進計画について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典
課長補佐 佐野 史晃
主任主事 垣田 英樹

8 会議の概要

議長 ただ今から、令和8年度 第1回農業委員会を開会いたします。本日は、農業委員および推進委員全員の合同定例会となります。推進委員の皆さまにおかれましては、委員会の流れなどを勉強していただき今後にかしていただきたいと思います。

それでは、本日、委員13名中12名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1 議事録署名委員の指名を行います。6番 安永委員、7番 本田委員にお願いをいたします。

続いて、議事日程第2 審議案件に入ります。

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 (事件番号1 説明)

議長 事件番号1の地区担当の推進委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 全然問題ないと思います。

議長 事件番号1の地区担当の農業委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 本人と面会、現地確認を行っております。問題になるようなところはありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1につきましては、許可といたします。

議 長 続いて、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (事件番号 2 説明)

議 長 事件番号 2 の地区担当の推進委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 譲受人の息子さんは、事業を引き継いでいるため、問題ないと思います。

議 長 事件番号 2 の地区担当の農業委員は私ですので、本案件につきましての意見を述べさせていただきます。

委 員 問題ないとおもいますが、法人から個人への贈与ができるのか疑問に思い、先日、事務局に問い合わせたところ、問題ないとのことでしたので、本案件について、問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 2 につきましては、許可といたします。

議 長 つづきまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは事件番号 1 につきまして、事務局より説明をお願いいたします

事務局 (事件番号 1 説明)

議 長 事件番号 1 の地区担当の推進委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 9 ページを見てください。申請地の裏の山を開発しており、そのための資材置場ということです。委員長と現場に行き、申請者とも話をしました。ただ、申請地は、道路から約 1 m 低く、前後に田んぼもあるので、水路の関係を地元の水利委員・自治会長ときちんと話し合ってくださいと伝えました。

また、事務局にお願いしたいのですが、耕作者がすでに田をすいているのではないかと思いますので、そのあたりの確認をお願いします。申請者には、所有者と耕作者の両者に説明をするよう伝えています。
あとは、特段ありません。

議 長 続いて事件番号１の担当地区の農業委員、本案件につきましての意見を願います。

委 員 前面道路から１ｍ低い農地で、先々、道路と同じ高さにあげるのではないかと想定されるので、申請者には目的をはっきりとするように厳しく伝えました。転用後は、隣地に何かあっても何も言えなくなるので、転用前にきちんと話をするよう伝えています。今後も、資材置場を目的とするような事例は想定されますが、目的をきちんと正直に話してもらうなど十分注意する必要があると思います。この件については、条件を付け、協議をしておりますので問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 先ほど出た、所有者と耕作者の件は、どうですか。

委 員 勘違いしておりました。田をすいていたのは、申請地の横となるので、問題ありません。

委 員 申請者はデベロッパーであり、開発地を買った後は、この申請地も買うと思うが、覚え書きなどは順調ですか

委 員 その点についてもきちんと確認しましたし、やるように伝えています。

委 員 一筆書いて事務局に持って行ってもいいと、強く伝えています。

議 長 どの地域でも、資材置場として許可した場合の課題はあると思います。その中で、後々のことまでの確約もしているということですので、今後は、みなさまもこのような形で説明いただくようお願いいたします。

委 員 一筆とっているのか。

事務局 事務局に出ています。

議 長 他に意見等ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 (事件番号 1・2 説明)

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 残地のようになる近くの田への影響はないのか。

委 員 私が関わっており、気を付けています。

委 員 農振地域の枠組がおかしいですね。

委 員 北側で水路がかかっているようだが、問題ないか。

委 員 河川の際までなので、問題ないと思います。また、先方は法面がいいと言われているが、水路があるので L (エル) 型にして、幅の確保をお願いしているところです。

議 長 他の委員と申請地を現地確認しに行った当初、先方からは、隣接者のみへの説明会を開くなどの説明があったが、交通量も多くなることが想定されるので、地元の方にも説明会をするなどの対応をするよう伝えました。他にないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手を願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第 3 報告事項でございます。
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の合意解約について、
報告第 2 号 非農地証明願の届出について、
報告第 3 号 農用地利用集積等促進計画について、
事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 （報告第1・2・3号 説明）

議 長 ただ今の事務局からの報告第1号から第3号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

議 長 ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。